

「社会科教育法（初等）」模擬授業実践報告
新小学校学習指導要領に基づく

社会科第3学年「火事からくらしを守る」

作新学院大学人間文化学部特任教授 木村直人
人間文化学部発達教育学科第2学年 齋藤千花
(模擬授業実施学生) 藤森愛美

1 はじめに

教職に関する科目「社会科教育法（初等）」においては、令和2年4月1日から全面実施される小学校学習指導要領（平成29年3月31日告示）の趣旨¹⁾を十分踏まえて各内容について教材研究を行い、それに基づき学習指導案作成・指導の方法等を学び、受講学生全員が2人1組となり、単元を選んで模擬授業を実施している。

本稿では、そのうち、第3学年「火事からくらしを守る」の模擬授業の取り組みを紹介する。

2 小学校学習指導要領(平成29年告示)第2章各教科第2節社会 に基づく、「火事からくらしを守る」学習指導案作成上の留意点（小学校学習指導要領から抜粋）

(1) 第1 目標

社会科の目標は、「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。」として、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力に関わる具体的な目標を示している²⁾。

(2) 第2 各学年の目標及び内容〔第3学年〕1 目標

「社会的事象の見方・考え方を働かせ、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。」³⁾として、次の(1)から(3)までの資質・能力を示している（…は筆者による省略。（ ）は筆者注。以下、同じ。）。

(1)は、「…地域の安全を守るための諸活動…について、人々との生活との関連を踏まえて理解する」³⁾（知識）。「調査活動、地図帳や各種の具体的資料を通して、必要な情報を調べまとめる技能を身に付ける」³⁾（技能）。

小学校学習指導要領(平成29年告示)解説社会編（平成29年7月。以下、「解説」という。）によると、

「地域の安全を守るための諸活動…について理解するとは、消防署や警察署など

の関係機関の働き…を理解できるようにすることである。」⁴⁾

「人々との生活との関連を踏まえて理解するとは、…、地域の人々との関連を考えることを通して、地域における社会生活について理解できるようにすることである。なお、ここでいう「地域」とは、主として自分たちが生活している都道府県の範囲を指している。」⁴⁾

「調査活動、地図帳や各種の具体的資料を通してとは、…、地域の安全を守るための諸活動…について、見学や観察、聞き取り調査などの調査活動や、地図帳や地域の平面地図や立体地図、写真、実物などの具体的資料を通して調べることである。これらの調査活動や資料を通して、学習問題の追究・解決に必要な情報を集め、読み取り、白地図や年表などにまとめる技能を身に付けるようにすることを示している。なお、ここでいう「必要な情報」とは、学習問題の追究・解決に必要な情報であり、学習計画に沿って集める情報、予想に基づいて調べる情報などを指している。」⁴⁾

(2)は、「社会的事象の特色や相互の関連、意味を考える力、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力、考えたことや選択・判断したことを表現する力を養う。」³⁾ (思考力, 判断力, 表現力等)

解説によると、

「社会的事象の特色や相互の関連、意味を考える力を養うとは、…、人々の安全を守る関係機関の相互の関連やそこに従事する人々の働き…を考える力を養うようにすることである。」⁴⁾

「社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力を養うとは、例えば、地域や自分自身の安全に関して、地域や生活における課題を見だし、それらの解決のために自分たちにできることを選択・判断したり、これからの市の発展について考えたりする力を養うようにすることである。」⁴⁾

「考えたことや選択・判断したことを表現する力を養うとは、社会的事象の特色や相互の関連、意味について考えたことや、社会への関わり方について選択・判断したことを、文章で記述したり、資料などを用いて説明したり話し合ったりする力を養うようにすることである。」⁴⁾

(3)は、「社会的事象について、主体的に学習の問題を解決しようとする態度や、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養う。」³⁾ (学びに向かう力, 人間性等)

解説によると、

「社会的事象について、主体的に学習の問題を解決しようとする態度を養うとは、学習問題を追究・解決するために、社会的事象について意欲的に調べ、社会的事象の特色や相互の関連、意味について粘り強く考えたり、調べたことや考えたことを

表現しようとする主体的な学習態度を養うようにすることである。」⁴⁾

「よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとは、これまでの学習を振り返り、学習したことを確認するとともに、学習成果を基に生活の在り方やこれからの地域社会の発展について考えようとする態度を養うようにすることである。」⁴⁾

(3) 第2 各学年の目標及び内容〔第3学年〕2内容

「(3) 地域の安全を守る働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 消防署や警察署などの関係機関は、地域の安全を守るために、相互に連携して緊急時に対処する体制をとっていることや、関係機関が地域の人々と協力して火災や事故などの防止に努めていることを理解すること。

(イ) 見学・調査したり地図などの資料で調べたりして、まとめること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の諸活動を捉え、相互の関連や従事する人々の働きを考え、表現すること。」³⁾

(4) 第2 各学年の目標及び内容〔第3学年〕3内容の取扱い

「内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)の「緊急時に対処する体制をとっていること」と「防止に努めていること」については、火災と事故はいずれも取り上げること。その際、どちらかに重点を置くなど効果的な指導を工夫すること。

イ イの(ア)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、地域や自分自身の安全を守るために自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。」³⁾

(5) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

「1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、問題解決への見通しをもつこと、社会的事象の見方・考え方を働かせ、事象の特色や意味などを考え概念などに関する知識を獲得すること、学習の過程や成果を振り返り学んだことを活用することなど、学習の問題を追究・解決する活動

の充実を図ること。

- (2) 各学年の目標や内容を踏まえて、事例の取り上げ方を工夫して、内容の配列や授業時数の配分などに留意して効果的な年間指導計画を作成すること。
- (4) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (5) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道德の第2に示す内容について、社会科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各学校においては、地域の実態を生かし、児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに、観察や見学、聞き取りなどの調査活動を含む具体的な体験を伴う学習やそれに基づく表現活動の一層の充実を図ること。また、社会的事象の特色や意味、社会に見られる課題などについて、多角的に考えたことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなど言語活動に関わる学習を一層重視すること。
- (2) 学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、情報の収集やまとめなどを行うようにすること。また、全ての学年において、地図帳を活用すること。
- (3) 博物館や資料館などの施設の活用を図るとともに、身近な地域…についての調査活動を取り入れるようにすること。また、内容に関わる専門家や関係者、関係の諸機関との連携を図るようにすること。
- (4) 児童の発達の段階を考慮し、社会的事象については、児童の考えが深まるよう様々な見解を提示するよう配慮し、多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、児童が多角的に考えたり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げるものがないよう留意すること。」⁵⁾

3 具体的な指導事例

以上の留意点に立った、具体的な工夫事例として、次のようなことが考えられる。

(1) 「消防署」等について

ア 消防署⁶⁾等が、児童の通学路沿いあるいは生活範囲内にあつて、日頃から慣れ親しんでいる場合や、当該授業までに、「身近な地域や市区町村の様子」を「観察・調査したり地図などの資料で調べたり」、特別活動〔学校行事〕(4)遠足・集団宿泊行事 等において、観察や調査・見学等の直接的な体験や学習をしている場合は、それらと結び付ける。

「学習指導要領改訂のポイント 3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立」の観点からすれば、むしろ、学習効果が最大になるように、小学校6年間のすべての教育活動を、学年縦断的、各教科・活動等横断的に意識的に結び付け計画されなければならない。

社会科の授業の内容として行われる観察や調査・見学等と、総合的学習や特別活動等での体験は、目標が異なるものの、だからと言って、その都度何回でもやってよい、というものでもない。それは、指導者側の都合に過ぎないからである。一つ一つは必要があるものであっても、学習者の側に立って計画することが大切である。

イ 副教材や新聞記事、地図等の活用

例えば、栃木県宇都宮市の3・4年生の社会科副読本⁷⁾には、「⑤安全なくらしをささえている人たち」の項目の中に、「①消ぼうしょのひみつをさぐるう(1)学習問題づくりと学習の計画 ①学習問題をつくろう ②学習の計画を立てよう (2)消ぼうせつび調べ ①学校の消ぼうせつびを調べよう ②地いきの消ぼうせつびを調べよう (3)消ぼうしょをたずねて ①消ぼうしょへ行ってみよう ②消火の様子 ③119番の連らくのしくみ ④火事にそなえる消ぼうしょの仕事 (4)地いきの協力や活動 (5)自分にできることを考えてみよう」がある。

また、宇都宮市消防本部ホームページには、「わたしたちのまちの消防署」として「消防署のしごと 消防署の1日 いろいろな消防自動車 宇都宮市の消防署 ミヤリーの1日消防署長 地域をまもる消防団 消防署からのおねがい」⁸⁾もある。

同様に県内各市の社会科3・4年生用副読本⁹⁾には、「⑤安全なくらしを守るために①火事から人びとをどう守るの」(鹿沼市)、「4安全なくらし1火事からまちを守る」(日光市)、「4くらしを守る(1)火事からくらしを守る」(小山市)、「IV安全なくらしを守る仕事1火事から人びとをどう守るの」(栃木市)、「③安全な生活を守る〈1〉火事からまちを守る」(下野市)、「⑤安全なくらしを守る①なくそう、こわい火事」(那須烏山市)、「④くらしを守る①火事からくらしを守る」(大田原市)、「4くらしを守る人々1火事をふせぐ」(佐野市)、「4安心してくらせるまちに1.火事を防ぐ」(足利市)等の項目がある。

また、新聞記事から題材を取ることも考えられる。その際には、教員からではなく、児童が着目した記事を教材にできるような、日頃からの教育活動が期待される(教育に新聞をNIE)。

さらに、校外活動には、必ず地図を活用させることが大切である。社会科の授業の内容として行われる観察や調査・見学等で地図を使用するのは当然だが、総合的な学習や特別活動等として行われる場合には、必ずしも地図を使用するとは

限らない。しかし、あとになって、あの時にこれをやっておけば、ということがないように、教科等や学年をまたぎ6年間を見通す横断的縦断的教育計画を立てることが必要である(カリキュラムマネジメント)。

ウ 図書館等の活用

アやイのような体験や副教材での学習をしていない場合やそれに加え、図書館(学校図書館や公共図書館)、博物館、資料館等の施設やコンピュータ(タブレットを含む。以下、同じ。)を活用して、資料の収集・活用・整理などを行ったり(司書や学芸員への相談を含む)、専門家や関係者、関係の諸機関(消防署)と連携したりする等の工夫も可能だ。

(2) 調べたことをまとめ発表する。その際、コンピューターや教育機器を活用する。

(3) 児童が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れる。

(4) 児童が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう工夫する。

(5) 主体的・対話的で深い学びの実現に向け、

「特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や「考え方(以下「見方・考え方」という。)が鍛えられていくことに留意し、児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。」¹⁰⁾

4 第3学年「火事からくらしを守る」の模擬授業のための

社会科学学習指導案

令和元年6月26日(水)第3時限
第3学年〇組 指導者 齋藤 千花
藤森 愛美

1 小単元名 火事からくらしを守る

2 小単元の目標

- (1) 消防署などの関係機関は、地域の人々と協力して、火事や事故のなどの防止や、緊急時の対応体制の整備に努めていることが分かる。(知識・理解)
消防署を見学したり、学校内外における火事を防ぐための施設や設備、活動を地図などの資料を調べたりして、まとめ、発表することができる。(技能)
- (2) 地域の人々の生命などを守るための消防の人々の努力や工夫を、火事を防ぐための施設や設備と関連付けて考えることができるとともに調べた結果や考えたことを分かりやすく表現することができる。(思考・判断・表現)
- (3) 火事を防ぐ人々の活動や、安全を守る施設に関心をもち、消防署の見学や調べ学習などを通して、消防の働きについて意欲的に調べ、安全を願い自分にできることを進んで考えることができる。(主体的に学習に取り組む態度)

3 小単元観

(1) 小単元について

大単元の内容「火事からくらしを守る」の中の、火事の通報を受けた通信指令室の役割と、関係機関との連携・協力について学ぶ単元である。

(2) 児童の実態について

児童は、火事が起きた時に消防車が駆け付け、消火・救助活動にあたることは理解できているが、通信司令室や他の関係機関との連携、二次災害を防ぐための協力については気づいていない。そこで、観察・調査・見学等を通して調べたことと、それらをもとにした話し合い活動などを通して、小単元のねらいを達成させたい。

4 小単元の展開計画

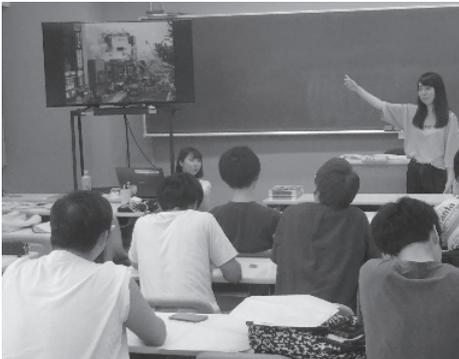
- | | |
|---------------------------|---------------|
| (1) 火事が起こったら | 1 時間 |
| (2) 消防署に見学に行こう | 3 時間 |
| (3) 通信指令室の役割を考えよう | 1 時間 [本時 1/1] |
| (4) 火事を起こさない安全な街づくり | 3 時間 |
| (5) 火事を起こさないために自分たちにできること | 1 時間 |

5 本時の指導

- (1) 題目 火が発生した時の、通信司令室の役割についてまとめよう。
- (2) 本時の目標(ねらい)

火が発生した時に、通信司令室が迅速に活動する仕組みについてまとめ、関係機関の連携について考え、話し合うことが出来る。

(3) 展 開

具体目標	学 習 活 動	学習活動への支援・指導・評価	資料・準備
<p>○火事の場合、119番に電話することが分かる。</p> <p>○119番がどこに繋がるか、わかる。</p> <p>○本時のめあてを確認する。</p> <p>○通信指令室は、119番した人にどんな内容を聞くか、わかる。</p>	<p>1. 火事の写真を見て、家事を発見した時はどこに電話したらよいか考え、通報先を隣同士で確認する。</p> <p>2. 119番した際に、消防署のどこにつながるかを隣同士で確認し合う。</p> <p>3. 本時の目当てを声に出して確認する。</p> <p>4. 通信指令室は、119番してきた人にどんな内容を尋ねるか、 (1)各自考えてワークシートに書き出し、 (2)それに基づき3~4人のグループで考え、 (3)発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火事か救急か ・ 何が燃えているか ・ けが人がいるか ・ 周りの様子 ・ 住所 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>・ 市内で発生した火事の写真を見せ、通報先を考えさせ、隣同士で確認させる。</p>  <p>(火事・地震等の被災児童や見たくない児童等への配慮をする。)</p> <p>・ 前時の消防署見学で学んだことを隣同士で振り返らせる。</p> <p>・ 本時のめあて（プレート）を黒板に貼る。</p> <p>・ 机間指導を行い、ワークシートに1個以上書けるよう助言する。</p>  <p>1個以上書けたことを確認してから、グループでの話し合いとする。</p>	<p>写真(データ)ディスプレイ</p> <p>消防署見学の発表資料</p> <p>めあて（プレート・磁石付き） ワークシート</p>

<p>○通信指令室が、どんな機関に指示または連絡するか、わかる。</p>	<p>3. 通報を受けた通信指令室が、どんな機関に、どんな理由で指示または連絡するか、</p> <p>(1)各自考えてワークシートに書き出し、</p> <p>(2)それに基づき3~4人のグループで考える。</p> <p>(3)その際、自分の意見と他の人の意見を照らし合わせながら考える。</p> <p>(4)ホワイトボードにイラストカードを貼る。</p> <p>(5)発表する。</p>	<p>・その機関に連絡する理由や根拠を考えながら話し合うように助言する。</p> 	<p>ワークシート</p>
<p>○他のグループの意見をふまえながら、教科書で答えを確認する事ができる。</p>	<p>4. 自分のグループと他のグループの発表の共通点、相違点を考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防署・消防団(消火活動、けが人の救出・搬送) ・警察署(交通整理) ・病院(けが人の治療) ・電力会社、ガス会社(電気、ガス) ・水道局(消火用の水の確保) 	<p>・各グループの意見を聞く際には、自分たちのグループの考えと比較し、共通点・相違点などに注意して聞くように助言する。</p> <p>・教科書に書かれたから、考え発表するよう助言する。</p> 	<p>ホワイトボード イラストカード</p>
<p>○本日のめあてを振り返り、学習したことをワークシートに記入する。</p>	<p>5. 本日のめあてを振り返り、学習したことをワークシートに記入し、提出する。</p>		<p>ワークシート</p>

注

- 1) 「幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント」文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384662.htm
- 2) 小学校学習指導要領（平成29年告示）第2章各教科第2節社会第1目標
なお、これは、第1章総則第1小学校教育の基本と教育課程の役割3を受けて各教科で再掲しているものである。
- 3) 小学校学習指導要領（平成29年告示）第2章第2各学年の目標及び内容〔第3学年〕
- 4) 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説社会編（平成29年7月）第3章各学年の目標及び内容第2節 第3学年の目標及び内容
- 5) 小学校学習指導要領（平成29年告示）第2章第3指導計画の作成と内容の取扱い
- 6) 消防組織法（昭和22年法律第226号）「第3章地方公共団体の機関 第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。一 消防本部 二 消防署 三 消防団」に基づき、例えば、宇都宮市は、宇都宮市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和38年10月1日条例第38号）により、消防本部（消防局）と4つの消防署（中央、東、西、南）を置いている。
- 7) 宇都宮市小学校社会科副読本編集委員会編「わたしたちの宇都宮（下）（平成27年度用）」
- 8) <https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/anshin/shobo/link/kids/kids/index.html>
- 9) 鹿沼市教育委員会「わたしたちの鹿沼市(下)」平成27年度用
日光市小学校社会科副読本作成委員会編「わたしたちの日光市(下)」平成25年度用
小山市社会科副読本編集委員会編「明るくゆたかな小山市」平成21年度版
栃木市教育委員会「わたしたちの栃木市」平成27年度用
下野市教育研究所小学校社会科副読本活用研究会編「わたしたちの下野市」平成26年度版
那須烏山市小学校社会科副読本編集委員会編「わたしたちの那須烏山市」平成27年度用
のびゆく大田原市編集委員会編「のびゆく大田原市」平成27年度用
佐野市小学校社会科副読本作成委員会編「わたしたちの佐野市」平成27年度用
足利市教育研究所「のびゆく足利」平成27年度用
- 10) 小学校学習指導要領（平成29年告示）第1章総則第3教育課程の実施と学習評価1
(1)

等